

人事統計事務システム機器一式の借入れに関する質問及び回答

項番	頁	種別	項目	質問内容	回答
1	2		4. 入札参加資格の確認 オ 契約履行実績証明書	過去2年間に国又は地方公共団体と県が入札仕様書と同等と認める契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出するとありますが、「全て誠実に履行したこと」は契約期間満了との認識でよろしいですか。	契約締結時点を起点として過去2年間以内に、12ヶ月以上の履行が確認できるものを対象とします。
2	3	説明書	6. 入札方法 (1)入札は、1ヶ月あたりの借入金額(借入物品の搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、作業等の説明又は教育に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。)で行う。	動産総合保険の加入は必要でしょうか。その場合、一般的なものでよろしいでしょうか。	加入は必要です。動産総合保険の補償範囲は、偶発事故が必須要件です。(地震、津波、噴火などの天災による損害は対象外)
3			(2)入札者は、所定の入札書(様式A)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。	入札用封筒の指定はございますでしょうか。	指定はございません。別紙「入札書封緘例」に従って、必要事項を記載し、必要箇所に押印の上、ご準備ください。
4	6		14. 契約締結に関する条件 この調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となった後、契約が締結できるようになる。	賃貸借料は毎月翌月末支払との認識でよろしいでしょうか。	賃貸借開始日の属する月の翌月以降に毎月、前月分の請求があつてから、30日以内に賃貸借料を支払うものとします。
5	1	仕様書	7. その他 ・賃貸借期間(再リース期間を含む)終了後は、機器等撤去回収するものとし、その費用も負担すること。その際、ハードディスクのデータ内容を完全消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。	既存機器の撤去はなしとの認識でよろしいでしょうか。	既存機器については、撤去回収は含みません。
6	2		7. その他 ・賃貸借期間終了後は、原則としてソフトウェアのライセンス(使用权)は本県に帰属すること。	「賃貸借期間満了後は、原則としてソフトウェアのライセンス(使用权)は本県に帰属すること。」と記載されていますが、賃貸会社はソフトウェアライセンス(使用权)を賃貸借物件の目的物として調達しており、賃貸借契約が終了すると、その使用权も消滅いたします。 従いまして、貴県にて継続使用される場合は、必要に応じて、貴県が直接著作権者等へ手続きをとられるとの認識でよろしいでしょうか。	契約満了後、本県にて継続使用する場合は、必要に応じて、直接著作権者等へ手続きをとります。 詳細については、落札者と協議の上、決定いたします。
7	4	賃貸借契約書(案)	(契約終了後の措置) 第20条 前条の規定にかかわらず、甲は、リース期間終了後も物件のうち、ソフトウェアを無償で使用できるものとする。	契約条項第20条について、以下のとおり修正いただくことは可能でしょうか。 「賃貸借期間の満了をもってソフトウェアの使用权は消滅する。ただし、甲がソフトウェアの使用权設定者から、使用权の設定を受けたときはこの限りでない。」	詳細については、落札者と協議の上、決定いたします。